

避難行動要支援者の避難支援に係る個別避難計画の作成等に対する報償費に関する要領を次のように定める。

令和5年3月29日

高知市長 岡崎 誠也

避難行動要支援者の避難支援に係る個別避難計画の作成等に対する報償費に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援対策を推進するため、防災&支え合いマップづくり、個別避難計画の作成・更新及び個別避難計画を活用した地域での避難訓練実施に対する報償費（以下「報償費」という。）について定める。

(対象者)

第2条 報償費を受けることのできる団体（以下「対象団体」という。）は、高知市自主防災組織等の登録に関する要綱（平成27年4月1日制定。以下「要綱」という。）第2条に規定する自主防災組織及び自主防災組織連合会であって、要綱第5条の規定による登録を受けているものとする。

(手続)

第3条 対象団体は、次に掲げる手続を行わなければならない。

- (1) 事業実施前に事業計画書（様式第1号）を作成し、市長に提出すること。
- (2) 事業を完了させたときは、事業実施報告書（様式第2号）を作成し、速やかに市長に提出すること。
- (3) 事業を取りやめようとするときは、速やかに市長に報告すること。

(報償費の支払い)

第4条 市長は、前条第2号の事業実施報告書が提出されたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは報償費を支払うものとする。

(報償費の額)

第5条 報償費の額は、別表に定めるとおりとする。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年7月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正前の避難行動要支援者の避難支援に係る個別計画の作成等に対する報償費に関する要領の規定に基づく様式は、この要領による改正後の避難行動要支援者の避難支援に係る個別避難計画の作成等に対する報償費に関する要領の規定に基づく様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表

対象団体における避難行動要支援者名簿（同意者名簿）の掲載人数	報償費の額	対象団体における避難行動要支援者名簿（同意者名簿）の掲載人数	報償費の額
1～9名	3,000円（年度あたり）	51～75名	10,000円（年度あたり）
10～25名	5,000円（年度あたり）	76～100名	12,000円（年度あたり）
26～50名	7,000円（年度あたり）	101名以上	15,000円（年度あたり）